

○毛呂山町就学援助事業実施要綱

平成27年12月28日

教委告示第18号

改正 平成28年12月22日教委告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、児童生徒を就学させるために必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (3) 準要保護者 毛呂山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、次条第2項に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助の対象となる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者のうち、要保護者又は準要保護者に該当するものとする。

- (1) 毛呂山町内に住所を有し、かつ、毛呂山町立学校設置条例（昭和46年毛呂山町条例第14号）に規定する小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定による区域外就学をしている児童生徒の保護者のうち、当該区域外就学者が就学する学校所在地の教育委員会等と協議したうえで、就学援助が必要と認められるもの

2 準要保護者の認定基準は、第5条に規定する申請をしようとする年度の前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者

- (2) 個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免の措置を受けた者
- (3) 国民年金の掛金の減免の措置を受けた者
- (4) 国民健康保険税又は国民健康保険料の減免又は徴収の猶予の措置を受けた者
- (5) 児童扶養手当の支給を受けた者
- (6) 世帯更正貸付補助金による貸付けを受けた者
- (7) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- (8) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
- (9) 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
- (10) 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの
- (11) 経済的理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者
- (12) その家族に特別の事情（失業等により収入が著しく減った、生活を共にする家族に病気療養中の者がいる、災害を受けた等）がある者
- (13) その他その世帯の前年の総収入月額が、前年12月末日の生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した世帯の需要額の1.3倍以下の者  
（就学援助の種類等）

第4条 就学援助の対象となる経費（以下「就学援助費」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号の援助を受けた者は、第3号の援助を受けることができない。

- (1) 学校給食費
- (2) 学用品費等
- (3) 通学用品費
- (4) 新入学児童・生徒学用品費等（4月に第6条の認定を受けた小学1年生及び中学1年生に限る。）
- (5) 修学旅行費

(6) 医療費（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条に規定する医療に要する費用に限る。）

(7) 宿泊を伴う校外活動費

(8) 宿泊を伴わない校外活動費

2 要保護者に支給する就学援助費は、前項第5号及び第6号に規定する種類に限るものとする。

3 就学援助費の支給額は、毎年度、予算の範囲内において、教育委員会が別に定める。

（申請）

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、毛呂山町就学援助費支給申請書（別記様式）に教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、この限りでない。

（認定）

第6条 就学援助費の支給の認定は、前条の申請を受け、必要に応じて学校長若しくは民生委員児童委員の意見を聴取し、又は西部福祉事務所長等に照会した上で、教育委員会が行う。

2 就学援助費の支給の認定は、毎年度1回行うものとする。ただし、年度の途中において転入学等により認定を必要とする場合は、随時認定を行う。

（支給方法等）

第7条 就学援助費は、前条の認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）、医療機関又は支給認定者から委任を受けた学校長に支給する。

2 就学援助費は、原則として口座振替により支給するものとする。ただし、保護者が支払うべき学校徴収金又は学校給食費に未納があるときは、この限りでない。

3 就学援助費の支給時期については、教育委員会が別に定める。

（認定の取消し）

第8条 就学援助費を受給している支給認定者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 就学援助費の受給を辞退するとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により就学援助費を受給したとき。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたとき、又は受給者が前項の規定に該当すると認められるときは、就学援助費の支給の認定を取り消す。

(年度途中での認定及び認定の取消しに関する取扱い)

第9条 年度の途中において、認定又は認定の取消しを受けたときの就学援助費の支給額は、認定日又は取消し日の属する月を含む月割で支給するものとする。ただし、既に認定日の属する月分の就学援助費を他市町村から受けている場合は、当該月分は支給しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第4号から第8号までに掲げる種類の就学援助費は、月割による算定は行わず保護者の費用負担に応じて算定した額を支給するものとする。

(返還)

第10条 教育委員会は、第8条第2項の規定により就学援助費の支給の認定を取り消した場合において、受給者に当該取消日以後支給した就学援助費があるときは、支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(需要額の特例)

2 当分の間、第3条第2項第11号の規定の適用については、「前年12月末日」とあるのは、「平成24年12月末日」とする。

附 則 (平成28年教委告示第21号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

毛呂山町就学援助費支給申請書

年 月 日

毛呂山町教育委員会教育長 あて  
次のとおり相違ないので、就学援助費の支給を申請します。

保 護 者	個人番号（マイナンバー）	児 童 生 徒	氏 名	学校名(学年)
	氏名		学校( 年)	
	住所		学校( 年)	
	電話番号		学校( 年)	

1 世帯の状況（前年12月31日現在）

氏 名	生年月日	性別	続 柄	前年度の勤務先・学校名及び学年
			世帯主	

- ① 両親等と同居している。  
同居している場合  
ア 生活費（食料費・光熱水費等）は、両親等とは別にしている。  
イ 生活費（食料費・光熱水費等）は、両親等が負担している。  
ウ 生活費（食料費・光熱水費等）は、両親等の分も含め自分が負担している。
- ② 子ども以外同居している人はいない。
- 2 申請理由（該当するものに○をつけてください。）  
① 昨年度又は今年度生活保護が停止又は廃止になったため  
② 昨年度又は今年度児童扶養手当の支給を受けているため  
③ 今年度、町民税が減免又は非課税になったため  
④ 今年度、国民年金の掛金の減免、国民健康保険料又は国民健康保険税が減免になったため  
⑤ ①～④以外の理由により、収入が少なくて困っているため（以下の内容にお答えください。）  
ア ひとり親のため収入が少ない。ひとり親になった年（ ）年  
理由： 離婚 ・ 死亡 ・ その他（ ）  
イ 仕事をしているが収入が少ない。  
ウ その他（具体的に記入してください。）

3 住宅等の状況

住 宅	ア. 自宅 イ. 借家 ウ. 社宅 エ. アパート オ. その他（ ）
家賃等	自宅の場合 … ローン返済 有（月額 円）・無
	自宅以外 … 月額 円

4 年金等について

ア 受給している。	遺族年金・障害年金・児童扶養手当・その他（ ） 年額・月額・1回 円
イ 受給していない。	

5 学校給食費・医療費以外の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合		店
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ	前年度の就学援助支給状況（○をつける。） ・受けていなかった。		
口座名義	・受けていた。（振込先の記入は不要）		

世帯員全員の収入状況について課税台帳を閲覧し、確認することに同意します。

年 月 日 保護者氏名

毛呂山町教育委員会教育長 あて

委 任 状

児童生徒氏名  
児童生徒氏名

私は、上記児童生徒に係る今年度の給食費及び学用品費等に未納がある場合、就学援助費の受領を各小・中学校長に委任いたします。

年 月 日

保護者氏名

毛呂山町教育委員会教育長 あて

別記様式（第 5 条関係）